日調連発第１５０号
令和３年８月２５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム（不動産登記）のプログラム変更について（通知）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり事務連絡を発出した旨の情報提供がありましたので、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

なお、本件については、その詳細を同課に確認しており、令和元年 10 月 30 日付け日調連発第 215 号をもって連絡した「調査士報告方式・Ｑ＆Ａ」を変更する予定でおりますので、追ってお知らせします。

別添

機密性２　完全性２　可用性２

事　務　連　絡
令和３年８月２３日

法務局民事行政部
　首席登記官（不動産登記担当）　殿
　登記情報システム管理官　殿
地方法務局
　首席登記官（法人登記担当を除く。）　殿
　登記情報システム管理官　殿

法務省民事局
　総務課登記情報センター室　明石補佐官
　　音田法務専門官
　民事第二課　三枝補佐官

土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについての申請用総合ソフト等，登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム（不動産登記）のプログラム変更について

標記について，申請用総合ソフト及び官公署用申請用総合ソフト（以下これらを「申請用総合ソフト等」という。）のバージョンアップを行うとともに，登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム（不動産登記）のプログラム変更を行い，本月３０日（月）から適用しますので，具体的な運用に当たっては，下記の点に留意願います。

なお，本プログラム変更に係る登記所職員の待機は不要です。

おって，申請用総合ソフト等への様式追加については，日本土地家屋調査士会連合会に周知済みであり，同会から各単位会に連絡されることになりますので，申し添えます。

記

第１　申請用総合ソフト等及び登記・供託オンライン申請システムにおけるプログラム変更

１　申請用総合ソフト等におけるプログラム変更

申請用総合ソフト等においては，申請又は嘱託（以下単に「申請」という。）の内容に応じて様式を用意し，申請人は当該様式により申請を行うこととなるところ，申請用総合ソフト等において，土地家屋調査士，土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「土地家屋調査士等」という。）が代理人として電子申請の方法により表示に関する登記の申請をする場合において，不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）第１３条第１項に基づき添付情報が提供されたときに，原則として，添付情報の基となった書面の提示を求めない取扱い（以下「調査士報告方式」という。）についての専用様式（以下「本件様式」という。）を追加する。

また，本件様式によるオンライン申請について，申請用総合ソフト等において以下の機能を設ける。

(1) 調査報告書の添付確認

本件様式においては，送信時に申請書に不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第９３条ただし書に規定する報告（以下「調査報告書」という。）の添付がされているか及び調査報告書が複数添付されていないか確認を行い，調査報告書が添付されていない場合及び調査報告書が複数添付されている場合には，送信を抑止する。

(2) 登録免許税の納付方法及び納付期限

本件様式によるオンライン申請に係る登録免許税の納付方法について，電子納付のみを選択可能とする。

また，本件様式によるオンライン申請に係る登録免許税の納付期限について，システム上，申請日から２００開庁日後に設定され，申請人に対する納付期限の通知は行われない。

(3) 登記完了証の書面交付を抑止する機能

本件様式によるオンライン申請に係る登記完了証の交付方法について，オンライン交付のみを選択可能とする。

２　登記・供託オンライン申請システムにおけるプログラム変更の内容

(1) 登録免許税の消込を抑止する機能

本件様式によるオンライン申請に係る登録免許税の納付方法が電子納付に限定されるため，消込みの操作を抑止する。

(2) 調査士報告方式による申請であることを識別可能とする機能

本件様式によるオンライン申請について，「申請情報一覧／印刷指示（不動産）」画面から，調査士報告方式による申請であることを識別可能とする。

第２　登記情報システム（不動産登記）におけるプログラム変更

１　自動受付機能及び受付修正機能

本件様式によるオンライン申請について，自動受付時に，調査士報告方式による申請であることをシステムで判別するための情報をシステム内に登録する（当該情報が登録された申請について，第２の２（統計機能）及び第２の３（登記完了証の書面交付を抑止する機能）の対象となる。）。

また，受付情報修正（その他の情報修正）から，調査士報告方式による申請であるか否かについて修正を行うことを可能とする。

２　統計機能

調査士報告方式による申請の件数について，日計情報ＣＳＶファイルに出力する。

なお，日計表及び月計表に変更はない。

３　登記完了証の書面交付を抑止する機能

調査士報告方式による申請に係る登記完了証の交付方法について，書面交付の選択を抑止し，オンライン交付のみを選択可能とする。

第３　運用上の留意事項

１　調査士報告方式の要件の確認

登記・供託オンライン申請システムにおいて，調査士報告方式における全ての要件の充足性を判定することはできないため，当該要件の充足性については，上記第１の２(2)の機能による識別結果を参考に提供された申請情報及び添付情報から個別に判断する必要がある。

２　登録免許税の納付の取扱い

登記官は，登録免許税の納付以外の全ての調査を終え，不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第２５条第１２号以外の事由に該当することはないと判断したときは，土地家屋調査士等に対し，所定の額の登録免許税の納付を求めることとされているところ，上記第１の１(2)のとおり，

本件様式によるオンライン申請がされた場合には，システム上，納付期限が申請日から２００開庁日後に設定されるため，登録免許税の納付期限の延長処理を行う必要はない。

なお，登録免許税については，本プログラム変更の適用前と同様，補正通知又はお知らせ通知により，通知の日から２開庁日以内にこれを納付するよう求めることとなる。

おって，システム上の納付期限については，補正通知によった場合には，補正日から２００開庁日後に設定され，お知らせ通知によった場合には，申請日から２００開庁日後に設定されたままの状態となる。

３　登記識別情報の提供及び通知並びに登記完了証の交付の方法

登記識別情報の提供及び通知並びに登記完了証の交付の方法について，上記第２の３のとおり登記完了証の書面交付を抑止する機能が設けられたほかは本プログラム変更の適用前と変わらない。

４　本件様式によらずに申請された調査士報告方式による申請の取扱い

本プログラム変更の適用後においては，調査士報告方式による申請の際には，本件様式により申請されることが想定されるところ（日本土地家屋調査士会連合会から各単位会に対しても，調査士報告方式による申請の際には本件様式により申請するよう連絡がされる見込みである。），仮に本件様式によらず，従来の様式により申請がされ，当該申請が調査士報告方式の要件を満たす場合には，当該申請を調査士報告方式によるものとして取り扱って差し支えない。この場合，調査士報告方式による申請であることを登記情報システムで判別させるため，上記第２の１記載の受付情報修正を行う必要がある。また，この場合，当該受付情報修正の後においても，当該申請については，通常の登録免許税の納付期限（申請日の翌日から起算して１開庁日）が設定されたままの状態となることから，本プログラム変更の適用前と同様，補正通知又はお知らせ通知により登録免許税の納付を求めるに際し，納付期限の延長処理を要することに留意されたい。